

平成22年度第3回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

【日 時】

平成22年11月29日(月)14時00分～

【場 所】

職員会館大ホール

【出席委員】

増田会長、赤松委員、伊部委員、海老澤委員、中川委員、中村委員、成田委員、橋本委員、横関委員

(1) 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の改定について

【増田会長】

まず、きょうは議事が2つございますが、1番目の議事ですね、「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の改定について」ということで、事務局からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

資料に基づき説明。

【増田会長】

どうもありがとうございました。

前回の議論をいただいて、それに基づく修正をしていただいた部分、それから現地での市町の関係の意見をちょっと修正、それから県民政策コメントに基づく修正についてご説明をいただいたということです。

この議論につきましては、スケジュールを見ますと最終案の策定までに若干の調整みたいなことがあるみたいで、きょうのご議論の中で、もし委員の皆さんから文言の修正等についてご意見があれば反映させることは可能だと思いますし、ご意見をちょうだいできたらというふうに思います。今のご報告をもとに、自由にご意見を出していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

どうでしょう。自由にとってもあれですので、ちょっと順番に確認しながらいきましょうか、それでは。

資料2の基本計画、第1の計画の趣旨等の部分はいかがですか。

それでは、次の2ページの目指す姿と総合的指標。よろしいですか。

3ページの第3の基本方針の部分、ここは特に修正はなかったようです。よろしいですか。

次、4ページにいきまして基本方針1の部分ですね。4ページ、5ページの部分、いかがでしょうか。この部分では変更としては、特に魚のゆりかご水田の取り組み面積が指標として新しくつけ加えられたという点が大きな変更だと思います。また、地球温暖化防止対策が独立した項目になったという部分に変更になっています。

それでは、次のページ、6ページ、7ページの基本方針2の部分はいかがでしょうか。

引き続いて、8ページ、9ページ、基本方針3がございます。ここはいかがでしょうか。

次、10ページに各主体の取組がございます。ここは3のところでは農産物販売業者のところには1項目追加されていますね、「生産者等の取組を消費者に伝えるよう努めます」という部分が追加されています。

次、11ページ、12ページが成果目標等の一覧ですが、ここはいかがでしょうか。

最後に、用語解説が13、14、15、16、17ページとあります。ここは特に変更はないと思いますが、いかがでしょうか。

以上ざっと見ていただいたんですが、特にどこかというふうにはございませんので、少しご意見があればご自由にお出しいただければと思います。

【赤松委員】

済みません、ちょっと質問があるんですけども。11ページの一番下の「豊かな生きものを育む水田」、今ゼロから27年に100になっているんですけど、何の生きものなんでしょう。

【増田会長】

このあたり、定義をちょっと教えてください。

【事務局】

「豊かな生きものを育む水田」ということで、生きものにつきましては、基本的には水田地帯に生息する生きものということ、生産基盤整備などにより、田んぼとそのまわりの水路やため池などとの連続性がとぎれたものを、もう一度昔のような豊かな生きものの住める田園環境を取り戻そうということ、
「豊かな生きものを育む水田」、100ヘクタールを目標にしています。琵琶湖

から離れているような中流域におきまして、水路と田んぼの間をナマズやドジョウなどの魚やカエル、水生昆虫などの水田の生きものが行き来できるような魚道などを設けたりしながら、豊かな環境をもう一度取り戻そうというような取り組みのことで。

生きものにつきましては、地域によって生育している生きものも異なるので、私も余り専門家ではないのでわかりませんが、かつてたくさん水路とか田んぼにいました生きものの生息地をできるだけふやそうということで取り組んでいこうと思っています。

【増田会長】

済みません。もう少し教えていただきたいのは、恐らくこの内訳で、「魚のゆりかご水田」という区分と「豊かな生きものを育む水田」という区分と2つあるんですが、この違いはどんなことかということだと思んですけど。

【事務局】

場所で分けますと、まず最初に「魚のゆりかご水田」と申しますのは、琵琶湖の周辺の水田地域において取り組むものです。これは例えばニゴロブナとか琵琶湖と田んぼを行き来しながら生息している、主に魚ですね、在来魚を対象に、琵琶湖と水田を行き来できるような環境を取り戻すということで、県では平成13年度から魚のゆりかご水田ということで、湖辺域の水田を中心に取り組んでいます。

それ以外にということで、湖辺域だけでなく、琵琶湖から離れた平場とか、それから山間地まで含めて中流域において豊かな生きものを取り戻す取り組みということで、「豊かな生きものを育む水田」という名前をつけて今後取り組んでいきたいということを考えております。

【増田会長】

ありがとうございます。

用語説明の中で17ページに、ヤ行というところに「豊かな生きものを育む水田」ということになっているんですけども、ちょっと今のような区分はなかなかこの用語説明だけではわからないかもしれませんけれども。同じく、14ページに「魚のゆりかご水田」の説明がここにあるということのようですね。

それで、特に「豊かな生きものを育む水田」については今ゼロとなっております、基準年がゼロとなっておりますので、これから取り組みが行われるということだというふうに理解してよろしいですね。まだ実績はゼロなんですね。

- 【事務局】 ええ、そうです。実績としましては、今年度ですね、多賀町の敏満寺というところで、この豊かな生きもの水田の取り組みを試験的に行いました。面積としては約1ヘクタールぐらいなんですが、まだまだゼロに近いということで、来年度からは本格的に100ヘクタールを目指していきたいと考えています。
- 【増田会長】 ありがとうございます。
成田委員、お願いします。
- 【成田委員】 そうしますと、「魚のゆりかご水田」と申しますのは琵琶湖周辺のみということで、この「豊かな生きものを育む水田」というのは中山間地域を含む、そういうふうな考え方をすればよろしいですか。
- 【事務局】 はい、そうです。
- 【成田委員】 わかりました。
- 【増田会長】 赤松委員、よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。
例えば今の質問に関連してですけど、「豊かな生きものを育む水田」っていうんなりようがあると思うんですね、いろんな考え方が。例えば国が今度新しい基準として示している冬期湛水なども、結果的に豊かな生きものを育む可能性があるんですけども、そういう意味で後段の豊かな生きものを育む水田の範囲として、定義としてと言ってもいいかもしれませんが、どの程度まで今の段階では考えていらっしゃるんでしょうかね。
- 【事務局】 範囲ですか。
- 【増田会長】 例えば冬期湛水も含まれるかとかですね。
- 【事務局】 この「魚のゆりかご水田」なり「豊かな生きものを育む水田」というのは、かつての水田環境を取り戻し生態系を復元する、そういう取り組みになっております。ゆりかご水田の場合ですと、琵琶湖から田植え時期になって魚が遡上してきて、田んぼに入って卵を産んで、その稚魚が琵琶湖に入ってくると、その手伝いをするために魚道なりスロープをつくるということですが、そういうエリアというのは琵琶湖の周りに限られています。ちょっと内陸部に入ってきますとそういう産卵行動はありませんので、それぞれの地域に合った取り組みを目指しております。
大きな意味では、冬期湛水も水生昆虫なども含めて、豊かな生きものを育

むということになりますので、後ほどまた制度の説明がありますが、我々としては当然同じような取り組みとして、いろいろとそういうことが認めいただけるような要望をしていこうかなという話になっております。

【増田会長】 現段階では、要するに水路などを利用して魚などが行き来できるような水田を想定していると、こういうふうを考えてよろしいですか。

【事務局】 はい、そうです。それで、山のほうへ行くと、いろんな生きものがまた変わってきますので、魚類でなくてもイモリとかそういったものも対象になってくるということです。

【増田会長】 どうもありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。特になければ、この案についての検討はこのくらいにさせていただいて次の事項に進ませていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(2) その他

【増田会長】 それでは、2番目の事項に進みたいと思います。その他の事項です。事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】 資料に基づき説明。

【増田会長】 どうもありがとうございました。
平成23年度以降、国の支援の体系が大幅に変更されるということで、今回議論をいただきました環境こだわり基本計画をめぐる環境要件も大きく変わる可能性がありますし、環境こだわり農業に対する助成についても非常に条件が厳しくなっているということをお話しいただいたと思うのですが、国がやられることなものですから、なかなか直接的に物が言えない部分があるんですけども、皆さん方のご意見もぜひちょうだいをして、滋賀県からも国に対していろいろ申し上げることはきちんと申し上げていかなければいけないんだろうというふうに思います。

どなたか、今の報告を聞いてご意見ございませんでしょうか。成田委員、お願いします。

【成田委員】

環境こだわり農業を現在まで、皆さんを含めて私たちも一生懸命応援してまいりました。今消費者が心配していらっしゃることは、私たちが安心・安全を目安にできる認証マークがなくなってしまうと、せっかくの滋賀県のおいしいお野菜、農家さんたちが頑張っているのに、どうなってしまうのだろうという心配がひとつ。

それと、例えばこれが、国の4要件を満たせない方たちもいらっしゃる、出てくるのかもしれませんが。このところ若い方と結構お年を召した農家の方たちにそれぞれご意見を、このところ何人かお伺いしているのですが、やっぱりお年を召した方はとてもできない、無理だとおっしゃいますが、若い方たちは意外と冷静に受けとめていらっしゃいます。それにちょっとびっくりしたんですが。若い方たちはするしかない、その4要件のうちどれか1つをするしかないとおっしゃっていたのですが、環境こだわり農業という言葉が消えてしまうのですか、どうなんですか。

【増田会長】

どうもありがとうございました。

2点。認証マークがなくなるのか、それから環境こだわり農業という言葉はどういうふうこれから使われていくのだろうかということですね。そのあたりについてはどんなふう理解したらよろしいでしょうか。

【事務局】

環境こだわり農業というのは、きょうも皆さんにご審議いただいておりますけれども、滋賀県独自の言葉であって、また独自の制度です。この基本計画も、条例に基づきまして今後どのように環境こだわり農業を広げていくかということをご議論いただいているわけですが、その中で認証制度というのでも運営しております。

滋賀県が今、環境こだわり農産物の条件としていますのは、化学肥料・化学合成農薬を5割以下に減らしていただくということと、農業排水と琵琶湖とかその周辺の環境に配慮した技術を一緒にやっていただく、これをやっていただくことで認証しております。これにつきましては、24年度以降も変わることはないということです。

ただし、今までこの制度が、国の事業を活用して支援金をいただいていた部分につきましては、先ほど説明しましたこの4つのメニューの中から加え

て1つ実践をしていただかないと、対象にならないということです。

こうなりますと、同じようにやっていただいて認証制度に乗って、ちゃんと今までどおりこだわりのシールも張って出荷ができるわけですが、支援がないと経営的に非常に圧迫が起きてきます。特に、ことしはかなり米の値下がりがひどいというのがありますので、農家の方はこの10 a 当たり6000円がなくなり、さらに厳しい状態になると、やっぱり収量を追わないといけないうらうということになってきます。そうすると、若干化学肥料をやったほうが収量的には安定しやすいとか、今まで5割減で来ていた農薬をもう1剤薬をふやすことによって、これは3割減になるのか4割減になるのかわかりませんが、もう1剤やることによって病気とか虫が防げるのだと、被害が減るのだということは、1等比率も高くなって売りやすいということになります。けれども、4割、3割は環境こだわり認証の対象になりませんので、環境こだわり農業をしていただいても認証の対象にならないということが懸念されますね。

そういう意味からすると、今13,149ヘクタールまで来た部分が、新しい制度に切りかわることによって、認証を受けても受けなくてもその支援がもらえないのだったらやめとこうかいと、めんどろだし、もう1剤あるいはもう少し肥料をやることによって収量を確保しようかいというふうな方が増えてくる懸念をしているということですね。

ですから、環境こだわり農業は我々はこれからもどんどん進めたいというふうに思っていますし、認証制度も当然継続していくというつもりでございます。

【増田会長】

どうもありがとうございます。

どうですか、なかなかわかりにくい面もあると思いますけれども、お気づきの点がありましたら、お出してください。どうぞ、伊部委員さん、お願いします。

【伊部委員】

1つ質問なのですが、このまま続いていくための財源というのはもう国の施策からのお金しかないのかなという点が1つと。

それから、経営的に難しいということであれば、やはりそれを支えて、もし

環境を守るという意味を強く出すのであれば、やはり消費者のほうの協力と
いうか、農家の方だけが一生懸命苦労しなくてはならない状態というのから
何とか消費者の側からも協力できないのだろうかという思いが1つありま
した。

例えば、少し価格が張っても買えるようなそういう意識を持ってもらうと
か、そういうふうにするために何かいい方法があるとすれば、それも1つ、
生産者の方々がやはりやる気をなくすということを回避する方法の1つでは
ないのかなというふうに思いました。

【増田会長】

どうもありがとうございます。

大きな問題として財源の問題でご質問ありましたけれども、このあたりは
どう理解したらよろしいでしょうか。

【事務局】

ご承知いただいていると思いますが、県におきましても財政事情は非常に厳
しいものがございます。また、環境こだわり農業につきましては、この19年
から国の制度を活用しておりますけれども、19年、20年、21年とかなり飛躍
的に伸びてきました。

なお、これで基本計画の中で18,000ヘクタールを目指そうというふうにし
ているわけですがけれども、その分を今までどおりに、仮に国の制度がなくな
って県で支えられるかという、現行の状態では非常に厳しいというものが
あります。具体的にはどういうふうにしていくかというのは、これからの検
討になりますので、案があるわけではないですが、18,000ヘクタール
に向かって何ができるかというところを、今提案していただきました消費者
の方の買い支えですね、そういった取り組みも進めていく必要もあるだろう
し、また市町とも協議しながら、どういうふうにして支援ができるかとい
うことも検討していくことになるというふうに思っています。

【増田会長】

いかがですか、伊部委員。消費者の方からの協力の可能性というのは、何
か具体的にはどんなことをお考えですか。

【伊部委員】

今、私の周りのことで考えるだけなので幼稚なことしか思いつかないので
けれども、子供を学校に通わせているということがあるので、PTAの方の
負担が少し増えるかなとも思うのですが、環境こだわり農産物のマークを、

ベルマークを今みんな子供たちは集めているのですけれども、それ並のことはお願いして、買ったものについてそれを集めてもらって、その枚数に応じた農業関係の、例えば移植ごてであるとかスコップであるとかそういうものを各学校に配るとか、さっきの生きものの関係で言えば稚魚、フナだとかアユだとかの稚魚をそれで購入してもらって、近所の承諾してくれた農家さんのところに離すであるとか、そういう非常に余計手のかかりそうなことしか思いつかないので申しわけないですけれども、そのぐらいです。

【増田会長】

どうもありがとうございます。

成田委員、お願いします。

【成田委員】

それに続いて、関連して。

今、ベルマークと同じように集めてとおっしゃいましたが、実はこだわり滋賀ネットワークでも、「こだわり。」という広報誌を出しているのですが、「こだわり。」を読んでいただくと、マークを2つ集めて事務局に送ってくださると、抽選でプレゼントしますよというのを今スタートしたばかりなんですよ。

それをこだわり滋賀ネットワークでも推進しようということで、ささやかな活動なのですけれども、最初は3枚か4枚かとか言ってたんですけど、とりあえず先にまず2枚ということでスタートしているのですが、まだ本当に認知されないのです。ですけれども、口コミで、もうあっちこっち至るところで言っているんですね。

集めはするのだけれども、送るといのは面倒だということではしゃるので、その辺も今おっしゃいましたようにスーパーに箱を置いておくとか、そういった方法でも可能性はあるかなと今の伊部さんのお話を聞いて、そう思いました。できれば、お母さんたちが小学校とかでいっぱい言っていただくのが非常に早いかなと思っております。よろしくお願いします。一生懸命、やっぱり買い支えるということが一番だと思います。

それと、もう1つあります。集落営農のことなんですけど、滋賀県は集落営農ということで推進をなさって、全国でトップだというふうに伺っております。国の新施策に変わった場合、今まで集落営農で頑張ってきてくださって

いる方々への影響みたいなものというのは、県としてはどのように対応なさるお考えか、ちょっとお知らせください。

【増田会長】

ちょっと難しい質問かもしれませんが、集落営農との関係はいかがでしょうか。

【事務局】

ベルマークのような活動については、今後の施策の中でいろいろと参考に、大いにしていきたいというふうに思います。

集落営農ですけれども、滋賀県の場合は兼業地域で、この中で水田農業を守っていくにはどうしたらいいかということで、集落営農が発達してまいりました。なおかつ、この環境こだわりの制度等も活用していただいて、環境こだわり農業の取り組みも広く、先ほどの話ではないですけれども、広がってきたところですが。

この制度が新たな制度に切りかわることによって営農組織にどういう影響があるかということになってきますと、この支援はかかり増す経費の補填のためのものなのですが、やっていただいている農家の方々、組織の方々はどこらかという収入というふうな感じで受け取っていただいています。そうすると、やっぱり数十ヘクタールとか大きな単位で今までこだわりの取り組みをしていただいているところは相当な金額になってまいります。これを単純に今役員さんをはじいて、これはとんでもないことになるぞと、収入が減るぞというふうなことを考えていらっしゃいます。そうすると、機械の更新もうまいこといかないとか、集落の中のまとまりも難しいと。営農そのものに影響が出てくることを心配していただいておりますが、集落営農であるからこそ、そのような4つのメニューに対しても取り組みやすいということもあるのではないかなというふうに思っていますので、その辺は期待したいなということをおもっています。

今メニューとしてはこの4つしか提案されてませんが、我々としては滋賀県で取り組める、取り組みやすい、そういうメニューをどんどんと提案していきたい。これを採択していただくことによって、ちょっとでも面積が確保できたらなとか、今までやっていただいている集落等でも継続してやっていただけるような、そういうことにしていきたいというふうに考えております。

直接、今どんな影響が出るかというふうに数字ではなかなかはじきにくい

部分がありますけれども、営農組織の代表の方の意見なんかを見てますと、支援金がなくなるから米の定価と重なって、冷夏の定価と重なって厳しいものがあるというふうなことをおっしゃっています。

【増田会長】

ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

【中村委員】

私も自分の周りで起きているというか、あることしかできないのですけれども、一番上のカバークロープの件なんです、比良に住んでまして、昔はレンゲなんかたくさん咲いてたというのですが、最近あんまり栽培されなくなって全然きれいな景観もない状態です。

それで、私は農業の後継者クラブに所属しているのですけれども、その仲間にハチみつ、養蜂農家がいる、その人が蜜源となるレンゲ、レンゲの蜜をとりたいので、その種を逆に自分で購入して地域に配って栽培してもらわないといけない、そういう状態だったので、この話を聞いていると少しでも助成が出れば、自然と自分から前みたいにまた栽培しようかという話にもなったらしいと思うのと。

ただ、心配なのは、レンゲの仲間かな、ヘアリーベッチもそうなんですけれども、花を食べてしまう虫がいるらしくて、それが悪さをして、せっかく咲こうとしているのを皆食べてしまうらしいんです。そういう問題もちょっと心配かなと。逆に、それで農薬をやってしまったらよくないのであって、それはすき込んでしまえば一緒なのか、その辺ちょっと勉強不足でわかりませんが、心配な部分があります。

それと、有機農業のところなのですが、我が家も鶏ふんがたくさんあるということで、ずっと利抜きでやってきてはいるのですが、あまり面積が広がらないので、お米もたくさんできなくても販路はたくさんは確保しなくてもいいんですが、金額はもちろん上がるわけなんです。1kg、うちは正直600円ぐらいいただかないと合わない、その金額に見合ったお客さんしかいない、というか、販路を拡大するというのがやっぱり難しいので、この有機農業の部分で面積をたくさんしたところで今度は売れるのかというのが、すごくやっぱり農家さん自身も心配だと思います。

ちょっと、ここ2、3年、食にすごく興味のある若いお母さんが少し増えてきたような感覚です。それで、お米はいいのが欲しいという人もいるにはいるんですが、まだまだ少数派で珍しい部類に入るので、その辺を上手にアピールできないと、なかなか続けていけないんじゃないかなと思います。

もちろん、この有機農業の田んぼができれば生きものもたくさん来るのはよくわかっているんですけど、見合わないというところがネックかなという難しさもあると思います。

【増田会長】

どうもありがとうございます。

どうぞ、海老澤委員、お願いします。

【海老澤委員】

私も、私の周りの農家さんを見させていただいて思うことなのですが、これまで集落営農ということで、規模が小さい農家ばかり集まって一つのまとまりとしているんな活動、環境活動をしながら、水稻、10a当たり6000円というのをもらってきたのですが、それが個別やって、10a当たり8000円ということですよ。でも、まとまらなないと広さはないわけなんです。山の中の田んぼですので、これからはまとまってやっていくしかないというふうには思うのですが、レンゲはやっぱり無理なんです、ゴールデンウィークにもう田植えをしてしまいますので、レンゲを入れてやる場所はもう次の年までほったからしという点があるのですが、やっぱりその後は、その年は稲を植えておられない地域です。

そういうふうに、対象がちょっと今の状況では取り組むのが難しいということですので、次の新たな支援対策になったときに、せっかくこれまで頑張ってやってこられた組織がどうなるのかなということの心配と、それから今まで子供たちに対してというか、環境保全の活動を一緒にやってこられたんですよ。水路に住む生物を調べたり、それからこういうことをして育てているんだと、安心なお米はこうして大きくなるんだよというようなことを子供たちを集めたりして学習しながら取り組んでこられたことが、次の世代にやっぱり伝わらなくなるのではないかなと思うんです。ですから、そういう今までやってこられた子供たちに対する環境活動、環境学習みたいなものも、この次の新たな支援対策の中に組み込んでいただけたら、もう少し世代間に

伝わっていくと、次の世代に伝わっていくということも起こりますので、ありがたいというふうに思っています。

それから、先ほどの伊部さんですか。私は大変おもしろいことを言ってくださったと思うのですが、こだわりのマークですね、あのマークをそういうふうを集めて何かできるということになったら、あのマークをつけて販売しようという方も増えてくると思うんですよね。買う方も増えるし、このマークを今まで、ちょっと割高になるから買っていただけないかもしれないし、つけないでおこうというふうに、申請してつけないで売ってこられた方も、やっぱりそのマークをつけていることによって、これが小さな子供とかお母さん方に売れるということになれば、やっぱりそのマークをつけるという、そういう意欲につながる、そういうことで私はすごくいい案だなと思いますので、やっぱりそれを推進できるような案のこともぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

やっぱり今私が一番心配しているのは、滋賀県の若い人たちとお年寄り、高齢の人たちと一緒に集まりながら若い人たちが引っ張って行ってできたことが、個人個人の生産者でもいいよということになると、やっぱり高齢の方はあきらめてしまわれるし、若い人たちはやらないとしょうがないということと思われるかもしれませんが、やっぱり地域の中がばらばらになってしまうというのが一番心配していることです。

以上です。

【増田会長】

どうもありがとうございます。

いろんなご意見をいただいておりますが、蜜源レンゲとしての位置づけも可能性があるというお話も伺いましたし、また有機農業との関係、あるいは集落営農でのまとまりの問題、それから環境こだわりのマークをもう少し積極的に活用できないかというようなご提案もいただいたところです。

そのほかいかがでしょうかね。

私のほうから、あえてこの件で発言させていただくとすれば、国の政策が余りに全国一律的過ぎるというふうに感じます。この4条件というのが、これは全国に適應する形で出されたと思うのですが、大事な点は、環境

問題というのは極めて地域性が強いということだと思います。

特に、琵琶湖を抱える滋賀県がこの環境こだわり農業に取り組んできた最も大きな理由は、琵琶湖を抱えていて、琵琶湖に負荷をかけない農業をどうつくるかということからこの制度は始まってきたわけですから。そういう意味では、国が掲げるこの4条件が、琵琶湖の環境保全についてはほとんど関係がないと、極端に言うのですね。そういう条件を挙げて、いかにもこれが唯一の条件であるというふうに提案してくるとするのは、これはもう環境問題に対する理解が非常に低いというふうに見えると思います。そういう意味では、滋賀県としてはもう一回原点に戻って、琵琶湖を守る環境保全型農業とは何かということから議論を立て直していく必要があるのではないかなというふうに思います。

ほかの県は減農薬・減化学肥料ということで設定している県もあるわけですが、滋賀県の環境こだわり農産物の基準はそれだけじゃないわけですね。琵琶湖とその周辺環境に負荷をかけない農業という要件をさらに加えて、基準を設定してきているわけですから、既に国が問題にしようとしている環境に負荷をかけないという基準を、既に導入した制度として発足しているわけですね。

そういうものが、ある意味でローカリティーというようなものが無視をされて、全国一律の基準でもって新しい制度を運用していくんだという考え方は、ある意味で非常に傲慢な、ローカルというか、地域分権・地域主権を言いながら全国一律の制度で動かそうとする、そういう意味では少し制度としては傲慢な制度だというふうに私自身は強く感じるところであります。

ですから、これからいろいろ国と交渉することもあるんだろうと思いますけれども、やはり原点は琵琶湖に負荷をかけない農業というのは一体どういうものなのかということを経験県としてはしっかり考えてやってきたと、そういう制度の設計をしてきたんだと、そういう制度の考え方がないがしろにされるようでは困るということ、ぜひ主張をしていただきたいなというふうに思うところであります。

最後に私なりの所感を申し上げさせていただきましたけれども、ぜひこれ

までの蓄積もありますので、こういった制度が将来に向けて存続、発展するように、ぜひご努力をいただきたいというふうに思うところです。

さて、特に皆さん方からご発言がなければ、議論をこのくらいで閉じようと思うんですが、よろしいでしょうか。

【事務局】

1点だけよろしいですか。

先ほどの繰り返しにはなるかもしれませんが、部長も言っていました19日と26日、知事が2回も上京して政策提案をしてきました。いずれも副大臣、篠原さんと筒井さんということで、この秋の政策提案につきましては、農政水産部は、こだわり以外にも米価の話、あるいは今県外でもかなり農家の皆さんが弱っておられる獣害の話等々も含めてございますが、最重点の提案として環境こだわり農業を位置づけておりまして、これに終始したというような状況でございます。

先ほど出ておりますように、この4要件になりますと極めてスポット的な取り組みになりますので、会長がおっしゃったように琵琶湖にかなり影響があるという状況でもございますので、知事も安全・安心、それから琵琶湖を前提として声高に提案をしていただいたという状況でございます。

国におきましても、一応19年からこの国の制度が始まっております、5年間ということで、23年度においては、この4要件とあわせて、従来のものについても実施されるという状況でございます。

国も、うちの提案もございまして、24年度に向けての概算要求の時期が夏までということでございますので、それに向けまして滋賀県独自の、今会長におっしゃっていただいた琵琶湖を前提としたような要件も含めて、これから現場の皆さんともども、いろんな意見を聞きながら、再度いろんな意向を国に対して申し上げていきたいという思いでございます。

先ほど、買い支えというふうな話もございましたが、国はこの4要件をやってこそ8000円だという言い方をしておりますが、従来の減農薬・減化学肥料栽培の取組に対しても、単価を下げてでも支援するような形で考えられないのかとか、あるいは滋賀県の独自の取組も対象にならないのかとか、それも含めて国に対して申し上げていきたいというふうに考えております。国

も、どうもこれだけしかだめですよということでもなさそうで、一定程度地域の意向も踏まえてという言い方もしておりますので、そこはまだまだ私どもの意見を国に対して申し上げて、こじあけられるかなという思いがございますので、頑張ってやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

【増田会長】

どうもありがとうございます。

それでは、司会はこれで終わらせていただきます。どうも皆さん、ご協力ありがとうございました。